

第 章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

障がい者を取り巻く動きは、1981年（昭和56年）の『国際障害者年』を契機に、国際的にも様々な取り組みが進められてきました。しかし、時代の流れとともに、価値観や生活様式の多様化といった社会環境の変化を背景に、障がいの状況も種類の範囲拡大や重度化、重複化などの進行がみられ、常に多様な課題に直面しています。

このような状況の中で、近年の国の動きとしては、2002年（平成14年）に、「障害者基本計画」及び「重点施策実施5ヵ年計画（新障害者プラン）」が策定され、2003年（平成15年）には、障がい者福祉の分野において、「支援費制度」がスタートしました。「支援費制度」は利用者自らの意思でサービスを選択し、契約によってサービスを利用する仕組みです。また、2004年（平成16年）には、障害者基本法の改正により、障がい者差別の禁止が理念として示されました。

しかし、「支援費制度」の導入以後、利用者の急増に伴うサービス利用費の拡大、市町村間でのサービス提供体制の格差、障害種別の利用というサービスの仕組みによる混乱など、新たな課題が多く浮上してきました。

これらの課題に対する打開策として、2005年（平成17年）10月には障がい者施策の3障がい一元化、支給決定の明確化、安定的な財源を図ることなどを指針とした、『障害者自立支援法』が成立し、2006年（平成18年）4月からの施行となりました。

さらに、今後の課題としては、未だ立ち遅れが懸念される精神障がいへの支援や、発達障がい、重度・重複障がい、難病などへの支援等が挙げられています。

本町では、「第三次長泉町総合計画」をはじめ、「長泉町地域福祉計画」や「長泉町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」等の関連計画との整合性を図りながら、“障がいのある人も家庭や地域で通常の生活ができるようにする社会（ノーマライゼーション）”の理念に基づき、障がい者施策に関する総合的な推進を図ることを目的として、平成16年（2004年）3月に「第2次長泉町障害者計画」を策定しています。

障害者自立支援法の制定により、市町村には障がい福祉サービス等の計画的な提供を図るため、「市町村障がい福祉計画」の策定が義務付けられました。本計画は、これらの状況を受けて、本町における障がい者のニーズに適切な対応を図ることを目的に策定します。